

# ○隠岐広域連合介護保険要支援・要介護認定審査判定に係る資料の情報提供に関する要綱

(平成20年6月1日告示第10号)

改正 平成30年3月1日告示第3号 平成31年1月1日告示第1号  
令和元年8月1日告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、隠岐広域連合介護保険要支援・要介護認定審査判定に係る資料の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、被保険者等に対する情報提供の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において情報提供とは、要支援・要介護認定審査判定に係る次の各号に掲げる資料について閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護認定審査会における審査判定結果及び審査会意見

(申請ができる者)

第3条 要支援・要介護認定審査判定に係る資料(以下「資料」という。)の情報提供を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要支援・要介護審査判定を受けた本人(以下「本人」という。)
- (2) 3親等以内の親族
- (3) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結している居宅介護支援事業者
- (4) 本人と介護保険サービスの提供に係る契約を締結している介護保険サービス提供事業者
- (5) 本人が死亡している場合にあっては、本人の遺族(父母、配偶者若しくは子又は兄弟姉妹に限る。)、遺族の法定代理人及び遺族から委託を受けた弁護士
- (6) その他隠岐広域連合長(以下「連合長」という。)が適当と認める者

(情報提供の申請)

第4条 情報提供の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、要介護認定審査判定に係る資料の情報提供申請書(様式第1号)を連合長に提出しなければならない。

- 2 連合長は、前項の申請書が提出されたときは、申請者に対し、速やかに情報提供通知書(様式第2号)により開示する旨又は開示しない旨の決定内容を通知するものとする。
- 3 本人が死亡している場合にあっては、前条の第5号に該当する者であること証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 4 情報提供を郵送で受けたい申請者は、返信用封筒及び切手を提出しなければならない。

(情報提供の制限)

第5条 第3条第2号から第6号までに規定する者には、本人の同意がある資料を情報提供する。

- 2 主治医意見書は、主治医の同意があるものについて情報提供する。

(情報提供の方法)

第6条 情報の提供は、閲覧又は写しの交付の方法により行なうものとする。

(遵守事項)

第7条 個人情報の提供を受けた者は、当該個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 個人情報の内容を他に漏らさないこと。
- (3) 個人情報の複写及び複製を行わないこと。
- (4) 提供を受けた個人情報を適正かつ厳重に管理し、第三者に個人情報を取り扱わせないこと。

(5) 個人情報保有する必要がなくなったときは、当該個人情報が漏えいしない確実な方法で破棄すること。

(6) 個人情報の取扱いに関して事故が発生した場合は、速やかに連合長に報告すること。

(電子データによる情報提供)

第8条 隠岐島内に所在する居宅介護支援事業所については、隠岐広域連合介護予防支援事業事務処理システム（以下「予防システム」という。）を活用して情報提供の申請をすることができるものとする。

2 前項の規定により申請のあったものについては、予防システムを活用して、電子データにより情報の提供を行なうことができるものとする。

3 予防システムを活用する事業所は、予防システム使用申請書（様式第3号）を連合長へ提出しなければならない。

4 連合長は、前項の申請書が提出されたときは、使用の可否を決定し、その結果を予防システム使用決定通知書（様式第4号）により当該事業所へ通知するものとする。

(その他)

第9条 主治医による認定情報の提供に対する申請は、主治医意見書への記載で足りることとする。

2 主治医への情報提供は、申請のあった月の翌月の末日までに文書にて提供する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第3号）

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第1号）

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第13号）

この告示は、令和元年8月1日から施行する。